

GX政策の動向について

令和7年3月

経済産業省 GXグループ

G X推進企画室

これまでのGXの進捗状況

- エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素の3つの同時実現を目指し、2022年夏以降GXの議論を加速。昨年末「分野別投資戦略」をとりまとめ、足下から今後10年程度のGXの方針を提示。
- これに基づく投資促進策の具体化や、GXリーグの稼働など、「**成長志向型カーボンプライシング構想**」が進み、**企業のGX投資の検討・実行が着実に進展**。（足下では、2050年カーボンニュートラル実現に不可欠な革新技術の社会実装を進めるGI基金プロジェクトでも一定の進捗。また、水素社会推進法なども成立し、GX関連法案を踏まえた投資準備行動が加速。）

成長志向型CP	23年2月	23年5月	23年7月	◆ GXリーグを23年度から試行。24年度から747者が参画 ・我が国の温室効果ガス排出量の5割超をカバー ・排出量取引制度の26年度本格導入に向け、一定規模以上の排出を行う企業の参加義務化や個社の削減目標の認証制度の創設等を視野に法定化を検討
先行投資支援	GX基本方針 閣議決定	GX推進法 成立	『 GX推進戦略 』閣議決定	◆ GX経済移行債の発行（2024年2月～） ・世界初の国によるトランジション・ボンドとして発行(国内外の金融機関から投資表明) ◆ 『分野別投資戦略』取りまとめ（2023年12月）・GX投資促進策の実行 ・「産業」「暮らし」「エネルギー」各分野での投資加速に向け、16分野で方向性と規制・制度の見通し、GX経済移行債を活用した投資促進策を提示（国の長期・複数年度コミットメントによる補助金、生産・販売量に応じた税額控除等）
新たな金融手法				◆ GX推進機構業務開始（2024年7月～） ・新たな金融手法の実践（GX投資への債務保証等）
国際戦略				◆ 多様な道筋（G7）や、トランジション・ファイナンスへの認識拡大 ◆ AZEC首脳会合初開催（2023年12月） ・11のパートナー国が参加 ◆ GX実現に向けた日米協力（2024年4月）



GX2040ビジョン、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画の位置づけ

根拠

内容

**GX2040
ビジョン**

GX推進法

- 脱炭素投資を促すため、2040年頃の目指すべきGX産業構造、GX産業立地政策の方向性を提示
- カーボンプライシングの具体策などGX市場創造 等

**エネルギー
基本計画**

エネルギー
政策基本法

- エネルギー政策についての今後の政策の方向性
- 2040年度のエネルギー需給構造（再エネや原子力などの比率（電源構成）、エネルギー自給率など） 等

**地球温暖化
対策計画**

地球温暖化
対策推進法

- すべての温室効果ガス（フロンなど非エネルギー起源の温室効果ガスを含む）の排出削減の取組
- 新たな排出削減目標（NDC） 等

⇒3文書とも本年2月18日に閣議決定

- これまで今後10年程度の分野ごとの見通しを示しGXの取り組みを進める中で、
- ①中東情勢の緊迫化や化石燃料開発への投資減退などによる**量・価格両面でのエネルギー安定供給確保**、
 - ②DXの進展や電化による**電力需要の増加が見通される中、その規模やタイミング**、
 - ③いわゆる「米中新冷戦」などの経済安全保障上の要請による**サプライチェーンの再構築のあり方**、
- について**不確実性が高まる**とともに、
- ④気候変動対策の野心を維持しながら**多様かつ現実的なアプローチを重視する動き**の拡大、
 - ⑤**量子、核融合など次世代技術への期待の高まり** などの**変化も生じている**。
- **出来る限り事業環境の予見性を高め、日本の成長に不可欠な付加価値の高い産業プロセスの維持・強化につながる国内投資を後押しするため、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立ったGX2040のビジョンを示す。**

2023常会

2024常会

水素法案
CCS法案**GX推進戦略****成長志向型カーボンプライシング構想****GX推進法**

- カーボンプライシングの枠組み
- 20兆円規模のGX経済移行債 等

+

脱炭素電源の導入拡大

- 廃炉が決まった原発敷地内の建替

GX脱炭素電源法

- 原発の運転期間延長
- 再エネ導入拡大に向けた送電線整備 等

GX2040ビジョン

GX産業構造

GX産業立地

強靱なエネルギー供給の確保
＜エネルギー基本計画＞**成長志向型カーボンプライシング構想**

- カーボンプライシングの詳細設計
(排出量取引、化石燃料賦課金の具体化)
- AZEC・日米と連携したGX市場創造
- 中小企業・スタートアップのGX推進/公正な移行 等

+

脱炭素電源の導入拡大

- 長期の脱炭素電源投資支援
- 送電線整備 等

10年150兆円規模の官民GX投資

2030

2040

GX2040ビジョンのポイント①

- 足下30年間、**十分な国内投資**と、成長市場への投資・事業転換など**経済の新陳代謝**が少なく、他国に比べ、**実質賃金・実質GDP**両面での伸びがわずか。

【目指すべき産業構造】

→**成長志向型カーボンプライシング**構想による**規制・支援一体型**の投資促進策をきっかけとしたGX投資により、再び成長軌道にのせるため、

- ① **革新技術（AI・ロボティクス、量子、バイオなど）を活かした新たなGX事業**が次々と生まれ、
- ② **日本の強みである素材から製品までのフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された 産業構造**を目指す。
→ これにより、国内外の有能な人材・企業が日本で活躍できる社会を目指す。

【具体的対応策】

- ① 大企業からの積極的なカーブアウト促進、
- ② 大企業によるスタートアップの製品・サービスの購入の促進
- ③ 新たなGX産業につながる市場創出

+

新たなGX事業など、脱炭素電源を必要とする産業の効率的・効果的な集積を目指し、GX産業立地政策を推進

GX産業構造

GX2040ビジョンのポイント②

GX産業立地

- 効率的・効果的にスピード感を持って、「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源」の整備を進め、地方創生につなげる必要。

1. 脱炭素電源が豊富な地域に企業の投資を呼び込み、新たな産業集積を目指す。

- ① 脱炭素電源が豊富な地域に立地する企業に対して脱炭素電力の利用を促すインセンティブ措置。
- ② 脱炭素電源を整備する自治体に対して、企業の成長の果実が届く仕組み。

2. データセンターを段階的に脱炭素電源が豊富な地域へ誘導する。

- 光通信技術の導入状況も踏まえつつ、まずは、電力インフラから見て望ましい地域への立地を促す。
- 効率的な電力・通信インフラの整備を通じた電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）により、AI活用を通じたDXを加速させ、成長と脱炭素の同時実現を目指すGXの効果を最大化させていく。

GX2040ビジョンのポイント③

中堅・中小 企業のGX

- 脱炭素化されるサプライチェーンでも、**中堅・中小が引き続き活躍できることが重要。**
 - エネルギー消費量やCO2排出量の算定・見える化支援
 - 省エネ設備導入を補助

国際展開 (AZEC)

- 各国の事情に踏まえた現実的なトランジションは、**日本と同様の脱炭素に向けた課題を共有するアジア諸国のGXにとって重要。**
 - 火力のゼロエミッション化などの個別プロジェクトの支援
 - 脱炭素の取組を定着させるためのルール形成

公正な移行

- 労働者が、**新たに生まれるGX産業への移動や、AIなどの導入による高度化されたサプライチェーンで引き続き活躍**できることが重要。
 - GX産業への転職支援やスキルアップ支援

GX2040ビジョンのポイント④

成長志向型 カーボンプラ イシング構想

- 10年間で150兆円超の官民によるGX投資を引き出すため、新規国債（GX経済移行債）の発行により、20兆円規模の投資促進策を実施。
- 今後、段階的に導入するカーボンプライシングにより、2050年までに償還（大枠は2023年の通常国会で成立したGX推進法に規定）。

【2025年通常国会にGX推進法改正案を提出し、制度の詳細設計を規定】

●排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）

- ✓ 排出量の多い企業（直接排出10万トン以上）の参加義務化 等

●化石燃料賦課金の実施（2028年度～）のために必要な詳細の規定

- ✓ 賦課金の納付の確実性を担保するための所要の措置 等

成長志向型 の資源自律 経済の確立

- サーキュラーエコノミーを進めるため、2025年通常国会に提出する法案で、特定の製品、事業者に対する再生材の利用義務付けなどの法的措置を規定。

【参考】排出量取引制度と化石燃料賦課金

排出量取引制度

① 排出枠の割当

- 一定の基準に従って政府が排出枠（排出許可証のようなもの）を割当。



② 排出枠の取引の実施

- 市場を介して実績との過不足分を融通。

➡ 特に排出量の多い企業を対象に、効果的かつ費用効率的な排出削減取組を促進

化石燃料賦課金

- 化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量に応じた金額を賦課するもの。
- 化石燃料の輸入事業者等に支払い義務。転嫁を通じて社会全体で、化石燃料の使用に伴うコストを負担。

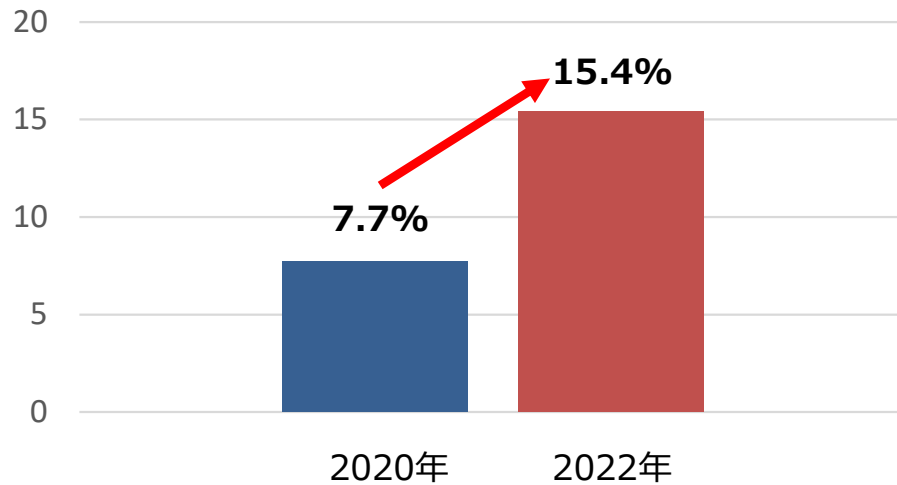
➡ 化石燃料の需要家に対して、排出量取引よりも広範に行動変容を促すことが可能。

中小企業を取り巻くGXの動向

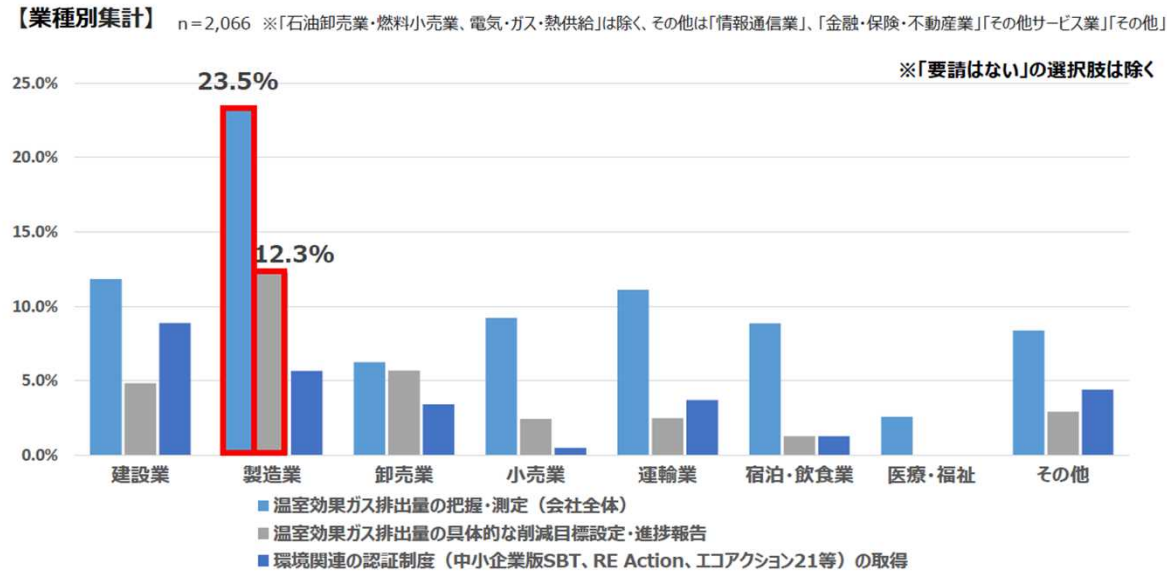
- 足元では、取引先から排出量計測・カーボンニュートラルへの協力を要請された中小企業の割合が2020年から倍増（15.4%、55万社程度）するなど、CNに向けた波が徐々に顕在化。
- 特に製造業においては、温室効果ガス排出量の把握・算定や具体的な削減目標設定・進捗報告について求められている割合が他の業種の倍以上となっている。

我が国中小企業が取引先からCN要請を受けた割合

- ✓ 取引先から排出量計測・CNへの協力を要請された割合：
2020年7.7% ⇒ 2022年15.4%へ倍増
（55万社程度と推計される）



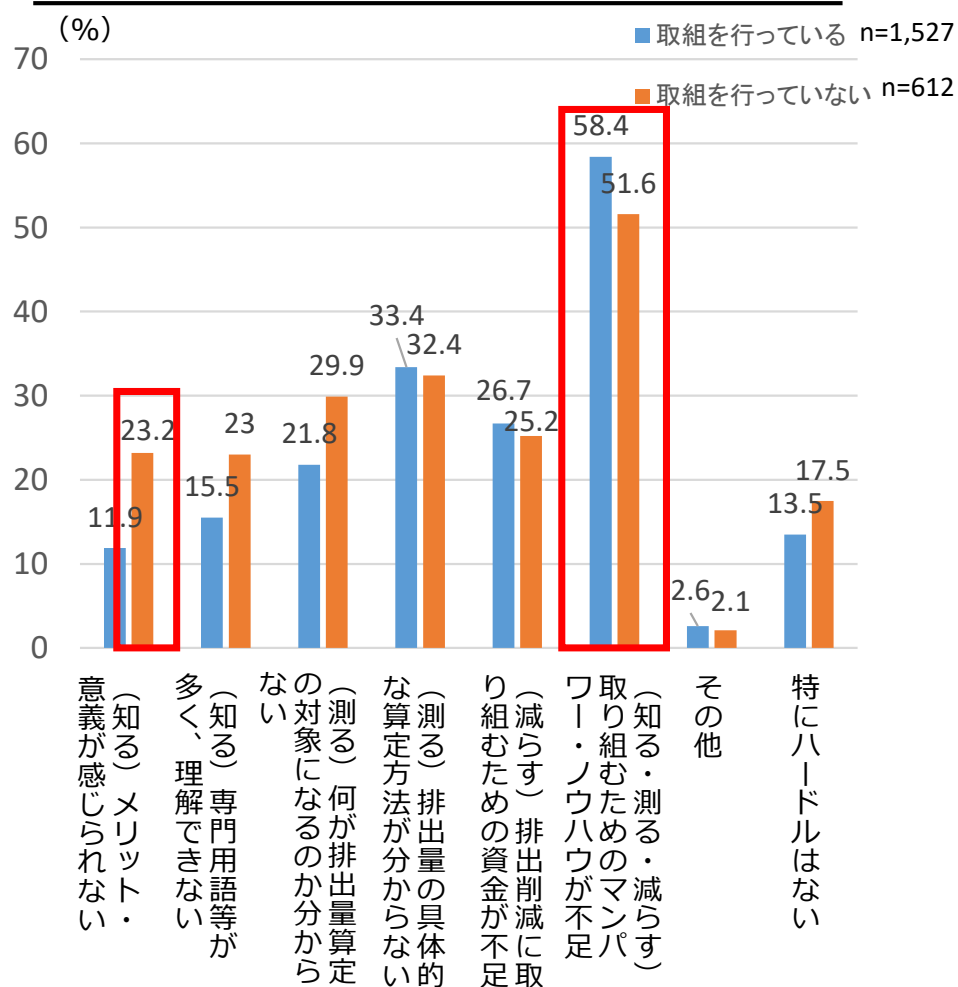
脱炭素に関し、取引先等から要請を受けている内容 【要請内容上位3項目・業種別】



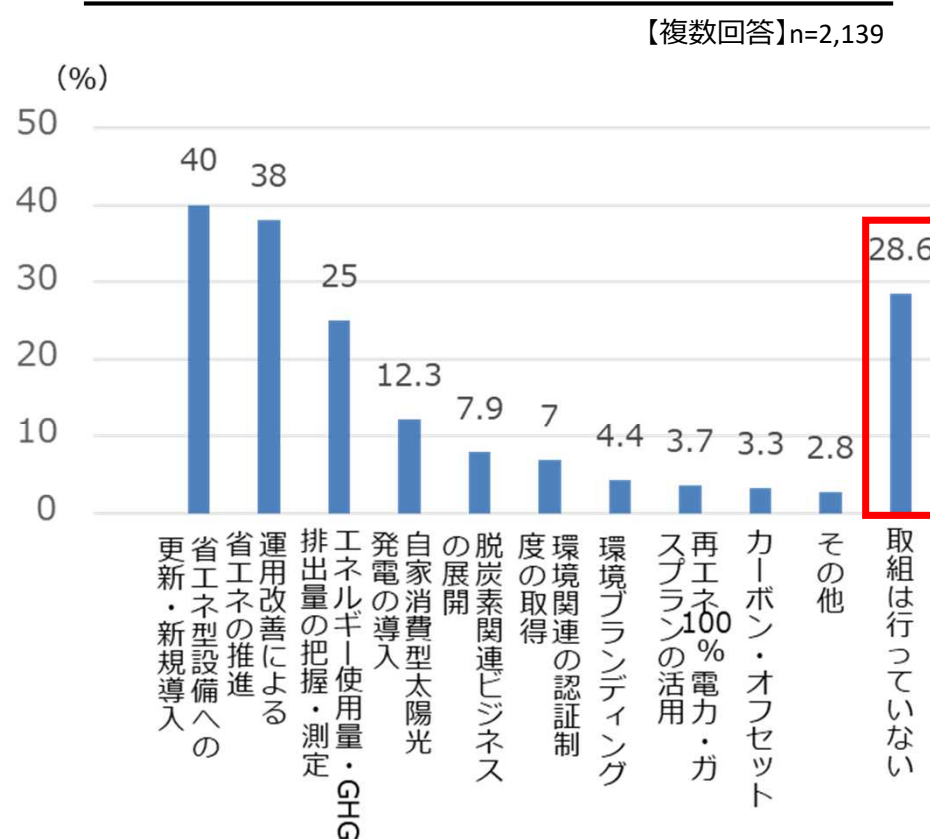
中小企業のGXに係る課題

- GXの取組を行っているかどうかにかかわらず**取り組む課題としてマンパワー・ノウハウ不足をあげる割合が最も多い。**
- 加えて、**脱炭素の取組を行っていない事業者ほどメリットを感じておらず、**また、約3割の事業者が脱炭素に関する取組について**何も対策を行っていないことから、**支援機関等から、こうした事業者に対してGXに取り組むメリットを伝えつつ、支援機関による**サポート体制の強化が必要。**
- また、中小企業のGXの取組については、**エネルギーコストの低減とGXの推進を同時に進めることが可能な省エネ設備の導入や運用改善による省エネをきっかけとして、**中小企業のGXを後押ししていく。

取り組むハードル



実施している脱炭素に関する取組



(出所) 2024年6月「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」
(日本商工会議所・東京商工会議所) を元に経済産業省作成

中小企業のGX推進に向けた施策の強化

- これまで、中小企業のGXに向けて、**中小機構のCN相談窓口**から、専門的な**省エネ診断**に至るまで、きめ細やかな相談受付体制を整備するとともに、様々な設備投資支援を実施。
- さらに、中小企業が**更なる省エネに取り組むための支援の充実**、**プッシュ型で支援を行うための支援機関への人材育成や地域ぐるみで支援する体制の拡大**、**取引先による中小企業との連携強化**等を通じてGXの推進により**中小企業が取り残されることがないよう公正な移行を進めていく**。

中小企業

プッシュ型の 情報提供

取組段階に応じた支援策

知る



窓口相談

GXの動向や必要な
取組などを紹介

測る



診断・測定

エネルギー消費量の
見える化や削減のアド
バイス
排出量見える化

減らす



ハンズオン支援

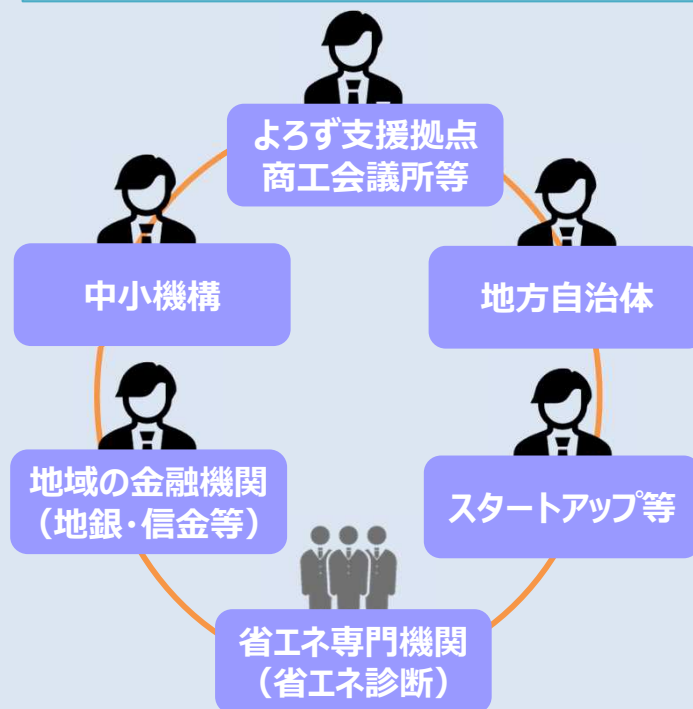
排出量削減計画や
設備投資計画の策
定を支援

相談

ネットワークによる 伴走型支援

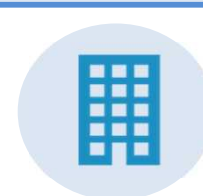
支援機関等による支援

支援機関等が連携し、各段階の課題に
対する支援を提供する体制を構築



取引先との連携

取引先等による支援



取引先等が主導
するサプライヤー
の排出量の算定
や排出量削減を
図る取組を支援

支援策の活用

設備導入支援



補助金や税制等
による設備投資
を支援等

支援機関の人材育成



GXの動向を理解し、事業
者とGXに関する対話が可能
な知識の習得支援

中小企業のGX推進に向けた施策パッケージ

中小企業

1. GXのメリットや取組方法、**排出量等**が分からない

2. 具体的な取組の進め方が分からない、計画が立てられない

3. GXに取り組みたいが、**資金**が不足

相談窓口の設置
排出量等の算定

地域等での支援体制の強化
排出削減計画等の策定をサポート

資金面での支援強化

1 中小機構による支援

- ・全国10カ所の地域本部に相談窓口設置
- ・脱炭素に取り組む必要性や取組方について学ぶ無料の動画を公開

2 エネルギー消費量・排出量算定支援

◆ 省エネ診断

【令和6年度補正予算額：34億円】

- ・省エネの専門家が中小企業を訪問しアドバイスを実施。新たな類型として、エネルギー使用状況の見える化、分析、省エネ提案を行う「IT診断」を措置。

◆ 省エネ補助金（IV型：エネルギー需要最適化型）【金額は⑥内の省エネ補助金の内数】

- ・エネルギー使用状況の見える化・最適化を行うエネマネシステムの導入を支援。

◆ SHIFT事業

【令和6年度補正予算額：30億円の内数】

- ・DXシステムの導入に加え、設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などを支援

3 地域支援機関等の取組を後押し

◆ 事業環境変化対応型支援事業 （うちGX支援体制構築実証事業）

【令和6年度補正予算額：112億円の内数】

- ・商工会議所を含む地域の支援機関や地域金融機関のGXサポート人材を育成

◆ 地域ぐるみでの支援体制構築事業

【令和7年度予算案額：14億円の内数】

- ・商工会議所を含む地域の支援機関や金融機関によるサポートを強化し、地域の中小企業を多面的に支援する体制構築を促進

4 中小機構による支援

- ・排出削減計画の策定などの伴走支援

5 大企業等による中小GX推進を支援

◆ バリューチェーン全体での排出削減計画策定支援事業【令和7年度予算案額：14億円の内数】

- ・サプライチェーン全体での脱炭素化を目指す大企業等が、取引先の中小へGX推進の支援を行う取組を後押し

◆ GXリーグ

- ・参画企業にサプライチェーンでの排出削減を求めつつ、あわせて中小GXを促進する取組も検討。

6 設備投資等の支援

◆ 省エネ補助金【国庫債務負担行為含め2,375億円（令和6年度補正予算額：600億円）】

- ・省エネ設備への更新を企業の複数年の投資計画に対応する形で支援。中小企業の大規模な省エネ投資を後押しする新類型を創設。

◆ ものづくり補助金／新事業進出補助金

【令和6年度補正予算額：3,400億円の内数／既存基金を活用：1,500億円】

- ・GXに資する革新的な製品・サービスの開発や新事業への挑戦を通じた中小企業の新市場・高付加価値事業への進出を支援

◆ 企業間連携省CO2促進事業

【令和7年度予算案額：69億円の内数】

- ・大企業等がサプライヤー等の取引先とともに省CO2化に資する投資を支援

- CN投資促進税制、JFCのGX関連融資、低炭素リース信用保険制度も継続

以降、参考

中小機構のカーボンニュートラル相談窓口、研修支援

- 中小企業・小規模事業者を対象としたカーボンニュートラル・脱炭素化について、**相談窓口を2021年10月に開設。**
- 2024年4月までにすべての地域本部（北海道・東北・関東・中部・北陸・近畿・中国・四国・九州本部、沖縄事務所）でも**相談窓口を開設。**
- 相談対応に加え、カーボンニュートラルに向けた**伴走支援も実施。**
- 加えて、中小企業・小規模事業者向けに**脱炭素化に取り組む理由や具体的な方法を動画で紹介。**

相談窓口

- **場所：**北海道本部（北海道札幌市中央区）、東北本部（宮城県仙台市）
関東本部（東京都港区）、中部本部（愛知県名古屋市中区）
北陸本部（石川県金沢市）、近畿本部（大阪市中央区）
中国本部（広島県広島市中区）、四国本部（香川県高松市）
九州本部（福岡県福岡市博多区）、沖縄事務所（沖縄県那覇市）
(対面又はオンライン※事前予約制。窓口開設日は地域本部によって異なります。)
- **費用：**無料

- ✓ どのようにカーボンニュートラルに取り組んだら良いか分からない
- ✓ 再生可能エネルギーを導入したい
- ✓ SBTやRE100に加入する方法やメリットを知りたい など、幅広い相談に対応



相談
窓口

各地域本部へのお問い合わせ、
お申し込みはこちらから →

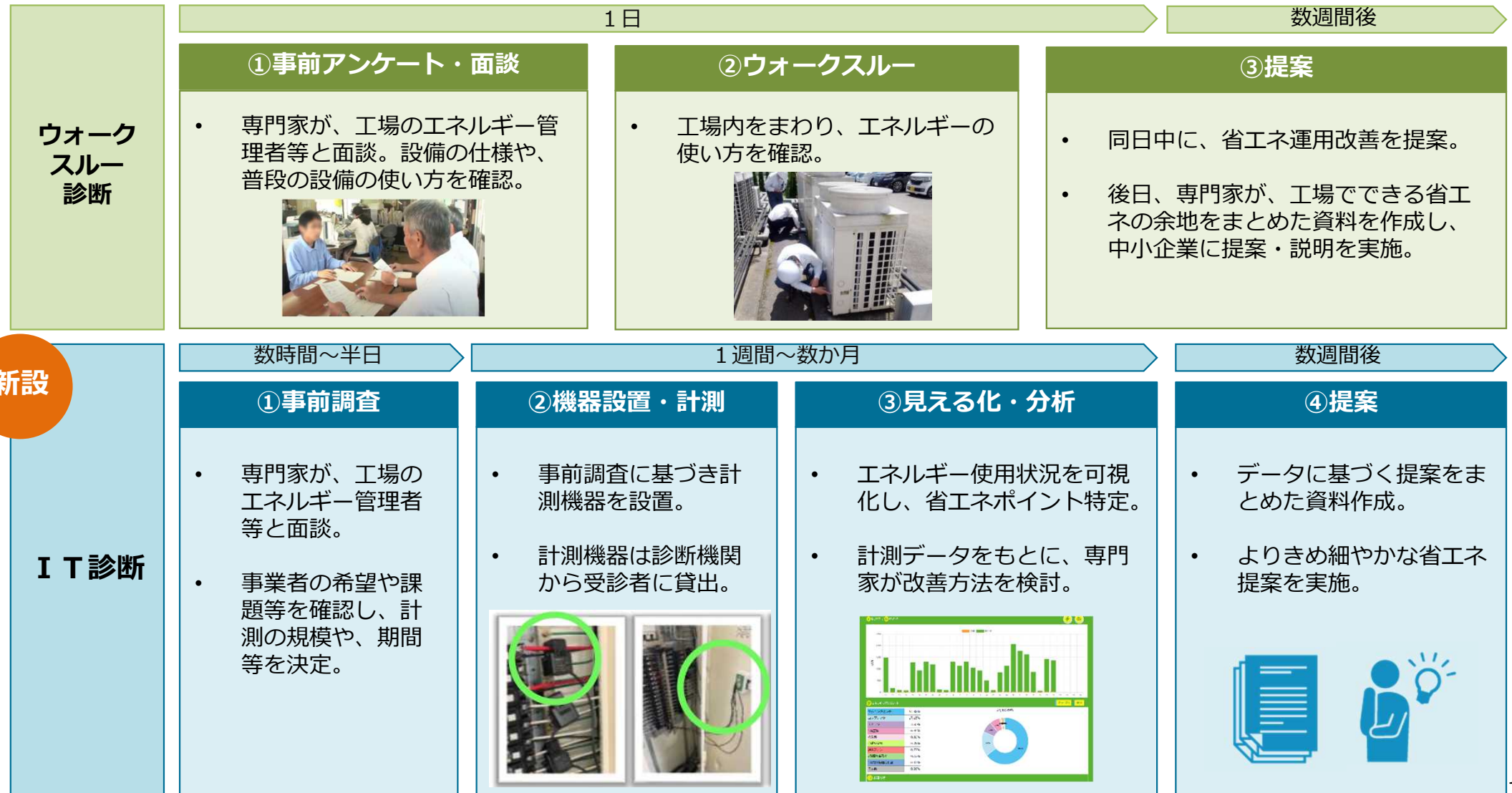


研修
動画

研修動画の利用申込
(無料) はこちらから →



- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援**を強化。
- これまでのウォークスルーを中心とした診断に加えて、**計測機器を用いた設備・プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析・提案に対応するメニュー（IT診断）を追加**する。



(参考) 省エネ診断の申請枠組みの詳細

- 今年度より、ウォークスルーによる診断に加えて、診断機関が貸し出すデジタル計測機器で取得したデータを活用した、**きめ細やかな改善提案を行う「IT診断」を追加**。（診断機関は、自身の行う診断内容に応じて登録が可能。）
- また、**診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合には、診断機関による伴走支援（設備更新計画の作成等）を受けることが可能**。（ウォークスルー診断・IT診断のいずれとも組み合わせが可能。）

■ 診断の枠組みと、中小企業の負担額のイメージ

類型	ウォークスルー診断		新設 IT診断	+	伴走支援
	工場・事業所	特定設備のみ (旧:クイック診断)	工場・事業所		
対象	工場・事業所	特定設備のみ (旧:クイック診断)	工場・事業所		工場・事業所
概要	- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、アドバイスを実施。 - 工場全体の診断のほか、特定の設備に限った診断も可。		- 設備・プロセスごとのエネルギー使用状況を計測・分析。 - 計測したデータを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案。		- 診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合に受診可能。 - 地域の自治体や金融機関等とも連携し、設備更新計画の作成等を支援。
診断機関	登録診断機関				登録診断機関 (地域での活動要件)
中小企業負担額のイメージ	【工場・事業所】15,000円程度 (注1) 【特定設備のみ】5,500円程度 (注2)		20,000~50,000円程度 ※大規模診断の場合、最大200,000円 (いずれも想定)		支援内容に応じて設定 ※最大47,000円程度

(注1) 年間のエネルギー使用量等に応じて変動。原油換算で年間50kl超300kl以下の場合の金額イメージ。最大(3,000kl)の場合、47,000円程度。

(注2) 1設備の場合の金額イメージ。2設備の場合、11,000円程度。3設備の場合、16,500円程度。

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- I型に中小企業投資促進枠を創設するなど、GXへの取組の第一歩として省エネを強力に促進する。

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

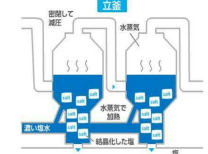
※旧A B類型

- 工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
- 補助上限額：15億円 等
- ※中小企業投資枠等を追加

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円 等
- ※中小企業のみ工事費を補助対象に追加

【キューポラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単位型

※旧C類型

- リストから選択する機器への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円
- ※省エネ要件を追加

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



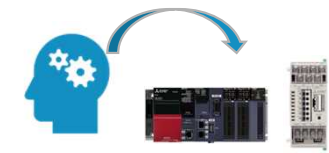
（Ⅳ） EMS型

- EMSの導入を補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円
- ※省エネ要件を見直し

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



【参考】前年からの変更点（Ⅰ型：工場・事業場型）

- 工場・事業所全体での、大規模な省エネ投資をより促進するため、**省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）の組み合わせ**による事業所等全体での取組を補助対象に追加。
- また、中小企業においても大規模な省エネ投資を促すため、「**中小企業投資促進枠**」を創設。

事業区分		（Ⅰ）工場・事業場型 ～生産ラインの更新等、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る～		
		先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠 変更②
補助対象		先進設備・システム	オーダーメイド設備 又は指定設備	
省エネ要件		①省エネ率等：30%以上 ②省エネ量等：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	①10%以上 ②700kl以上 ③7%以上	①7%以上 ②500kl以上 ③5%以上 ※指定するフォーマットにより 目標・計画の作成・公表が必要 （目標は一般枠の効果）
投資回収要件		・投資回収年数が5年以上であること		・投資回収年数が 3年 以上であること
補助率	大企業	1／2	1／3 ※投資回収年数が7年未満の事業は1／4	—
	中小企業	2／3	1／2 ※投資回収年数が7年未満の事業は1／3	1／2 ※投資回収年数が 5年 未満の事業は1／3
補助金限度額	大企業	上限：15億円 （非化石転換の場合は20億円） ※複数年度事業もしくは連携事業の場合は30億円 （非化石転換の場合は40億円）	上限：15億円 （非化石転換の場合は20億円） ※複数年度事業の場合は20億円 （非化石転換の場合は30億円） ※連携事業の場合は30億円 （非化石転換の場合は40億円）	—
	中小企業	同上	同上	上限：15億円 （非化石転換の場合は20億円） ※複数年度事業の場合は20億円 （非化石転換の場合は30億円） ※連携事業の場合は30億円 （非化石転換の場合は40億円）

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

【参考】前年からの変更点（Ⅱ型：電化・脱炭素燃転型）

- 燃料転換のための設備更新について、既存設備と配管の取り回しや設置方法が異なることで工事費用が高額となることを踏まえ、負担増の影響を受けやすい**中小企業について工事費用も補助対象**とする。
- また、**ヒートポンプなどについて、更新前設備との併用を認める。**

事業区分	（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型 ～電化・低炭素な燃料への転換を伴う設備等への更新を支援～
補助対象	化石燃料から電気への転換及びより低炭素な燃料への転換等、 電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等への更新
補助対象経費	変更 工事費・設備費 （電化の場合は付帯設備も対象） ※工事費は中小企業に限る ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める （ただし併用する場合であっても、将来的には非化石転換に向けた リプレースを目指すことを求める）
補助率	1／2
補助金限度額	上限：3億円 （電化の場合は5億円）

【参考】前年からの変更点（Ⅲ型：設備単位型、Ⅳ型：エネルギー需要最適化型）

- Ⅲ型について、高効率省エネ設備への投資を促進する観点から、**省エネ要件を追加**。
- Ⅳ型について、デジタル技術を活用したエネルギー消費の見える化、最適化に取り組み、GX・DXを加速する事業者を支援する観点から、**従来の要件を見直す**。

事業区分	（Ⅲ）設備単位型 ～指定設備への更新～
補助対象	省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）への更新
省エネ要件	変更① ①～③のいずれかの要件を満たすこと ①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：1kl以上 ③経費当たり省エネ量：1kl/千万円
補助対象経費	設備費
補助率	1／3
補助金限度額	上限：1億円
その他の要件	変更② ・省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者（特定事業者等以外の事業者）については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること（指定するフォーマットで作成）

事業区分	（Ⅳ）エネルギー需要最適化型 ～EMSの導入促進～
補助対象	・効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステム（指定EMS）を用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 変更①
省エネ要件	・指定EMSを導入する範囲内において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施。 ・EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による 成果の公表（2%改善を目安） ・EMSは、導入事業者自らが制御・運用改善に取り組める機能を具備していること。具備していない場合には、運用改善の提案を出来る事業者との契約（補助対象外）を結ぶこと ※従来の省エネ効果2%の事前確認要件及び投資回収年数要件は設けない
補助対象経費	設計費・工事費・設備費
補助率	大企業 1／3 中小企業 1／2
補助金限度額	変更② 上限：1億円 下限：30万円（100万円から引き下げ）

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。 20

- 2030年度46%削減、2050年度カーボンニュートラルの実現に向けては、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。このため、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、炭素生産性等の要件を見直しつつ、**カーボンニュートラルに果敢に取り組む中小企業に対しては、その取組を強力に後押しする観点から、控除率を引上げ**。
- さらに、カーボンニュートラルに向けた投資は、**投資の検討から投資判断に至るまでの期間**や、**投資から設備の稼働まで一定の期間が必要**であることを踏まえ、**適用期間を長期化**。なお、対象資産から、需要開拓商品生産設備を除外する。

概要

【適用期間】令和10年度末まで
(認定期間：2年以内＋設備導入期間：認定日から3年以内)

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

(1) 対象

事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備

※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、**車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る。）**。

ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。

※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が1%以上向上するもの

(2) 措置内容

対象

現行			見直し・拡充		
企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置
—	—	—	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%
なし	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%
			中小企業	10%	
	7%	税額控除5% 又は特別償却50%	大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

GX関連資金繰り支援

● 日本政策金融公庫による新たにGXに取り組む者に対する融資制度

○貸付対象

温室効果ガス排出量を算定し、GXに取り組む者

(1) 事業者自身の温室効果ガス排出量の改善や効率化に係る取組

企業単位で、事業計画期間内において炭素生産性を年率平均1%以上向上させる取組。

※炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量

(付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費)

(2) グリーン分野に係る取組

「グリーン成長戦略」に記載されている14分野(洋上風力・太陽光・地熱産業、自動車産業・蓄電池産業等)における課題解決に資する取組

○資金使途

GX推進計画を実施するために必要な設備資金(更新・増強を含む。)及び長期運転資金。

○貸付利率

特利①(基準利率－0.4%)

特利②(基準利率－0.65%) (Jクレジット制度においてクレジットの認証を受けた者やエコアクション21の認証・登録、ISO14064-1の認証又はSBTの認定(効力を有するものに限る)を受けている者)

特利③(基準利率－0.9%) (カーボンニュートラル投資促進税制の認定計画によるもの)

※長期運転資金及び土地の取得資金は基準利率

○貸付期間

設備資金:20年以内 運転資金:7年以内